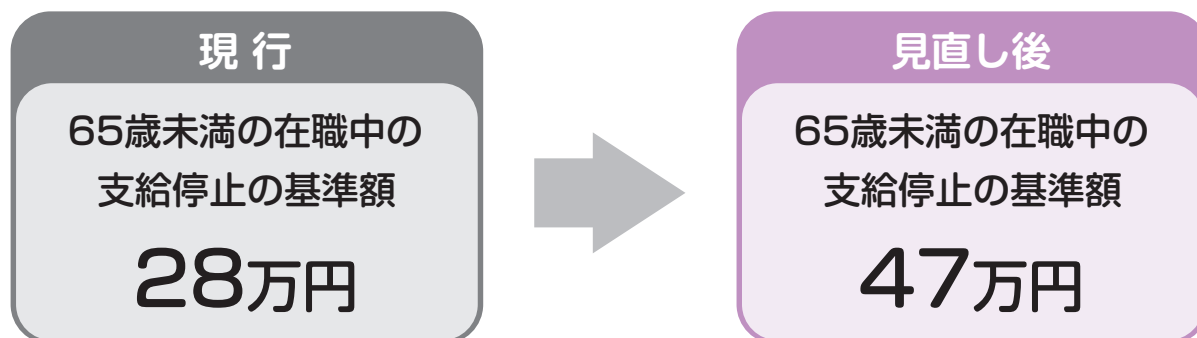


令和4年  
4月から

# 年金制度が

## 在職中の年金受給の在り方が見直されます!!

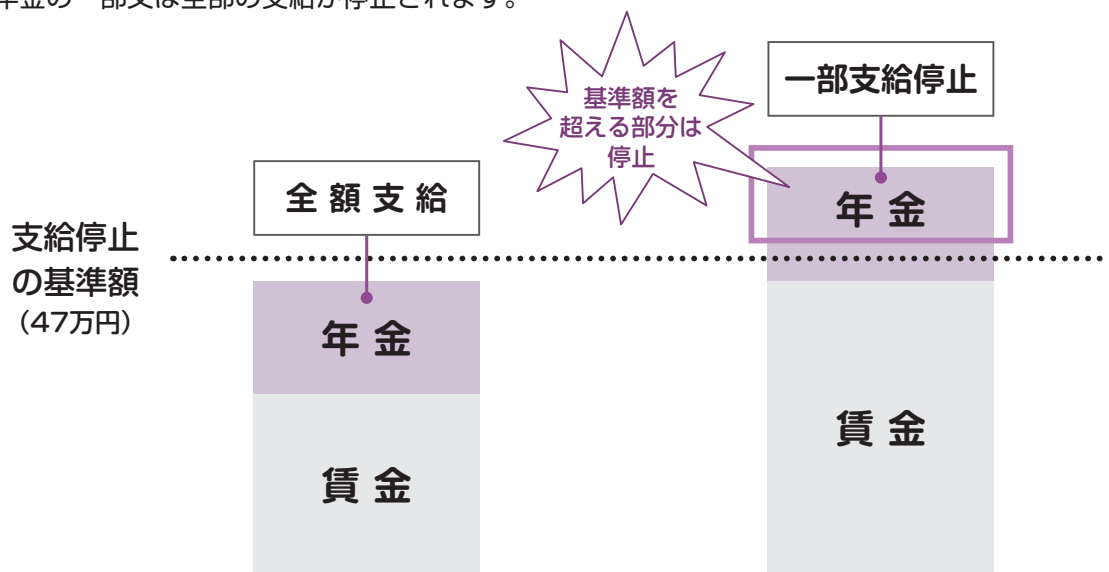
60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、年金の支給が停止される基準が緩和されます。



※令和4年4月1日施行  
法令に基づき改定される場合があります。

### 在職老齢年金制度のしくみ

厚生年金に加入して勤務し、賃金と年金の合計額が下記の支給停止の基準額を超える場合に、年金の一部又は全部の支給が停止されます。



年金制度の改正内容等については、今後案内等させていただく予定としています。

# 変わります

## 在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の 年金額を毎年改定

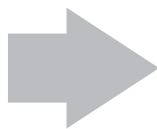
現在の年金制度では、65歳以上で在職中の方の年金額は、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失したときに再計算が行われるため、65歳から働き続け厚生年金保険料を納めていますが、その間は年金額には反映されません。

見直し後は、資格喪失時の改定に加え、在職中であっても年金額の改定を行います。



### 現行

在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額は、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に改定



### 見直し後(令和4年4月1日施行)

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、在職中であっても、年金額を毎年1回、10月に改定

## 確定申告(医療費控除)の時期が近づきました



「医療費控除」とは、皆様のご家族の分も含めて、1年間に支払った医療費が基準額を超えると、税務署に確定申告することにより、その超過支払い分の医療費が課税対象の所得から控除され、税金の一部が還付される制度です。

確定申告(医療費控除)に「医療費明細情報(医療費控除申告用)」が必要な方は…

**MY HEALTH WEB** から、確定申告に必要な**医療費明細情報**が、**ご自身で、お手元のパソコンに、そしてe-Taxデータをダウンロード**できます。

- 医療機関等を受診された概ね3ヵ月程度後に当該サイトで閲覧できます。
- 直近3ヵ月分については、医療費明細情報は閲覧できませんので、未掲載分はご自身で必要書類を準備ください。(なお、医療機関等からの請求事情等によっては3ヵ月以上となる場合もあります。)
- 医療費通知(医療費のお知らせ)は、短期財政に関する理解と医療費抑制等への意識付けを図ることを目的に今後も配付させていただきます。